
第6編

航空災害対策編

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その被害の軽減と迅速な対応を図るため、市は、防災関係機関への通報など情報の提供等の体制整備に努める。

1 情報収集体制の整備

市は、県及び関係機関と協力し、航空災害発生時における情報収集体制の整備を図る。

2 通信手段の整備

情報の提供及び住民への広報のため、通信手段の整備を図る。

〔県、宮崎空港事務所、関係機関〕

(1) 宮崎空港事務所等に対する航空災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

航空災害等の発見者から宮崎空港事務所へ航空災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日ごろから、次のような体制を整備するものとする。

ア 発見者等からの情報連絡

宮崎空港事務所は、航空災害が発生した場合には、発見者等から速やかに航空災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行うものとする。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県、警察、消防及び宮崎空港事務所等に入った航空事故災害等の発生情報を速やかに相互に連絡できるよう、情報連絡体制を整えておくものとする。

(2) 緊急時の通信体制の整備

航空災害の発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておくものとする。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

航空災害が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター（県にあっては県警ヘリコプター）及び災害調査チームの出動体制の整備をしておくものとする。

(4) デジタル化の促進

航空災害が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努めるものとする。

また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進めるものとする。

(5) 通信手段の多様化と最新の情報通信機器等の整備

専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進め、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進めるものとする。

また、航空災害が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ等の最新の情報通信機器の整備を図るものとする。

第2節 活動体制の整備

航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害を伴う。現場が山間地であれば救急・救助作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、市、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 災害応急体制の整備

航空災害対策の一環として、市は、職員の非常参集体制の整備・周知を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制の強化

航空災害対策に関係する各機関との連携を強化するため、体制の整備を図る。

応急活動に関し相互応援協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。

第3節 救急・救助及び消火活動体制の整備

風水害等対策編第1章第8節に準ずる。

第4節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第1章第9節に準ずる。

第5節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第10節に準ずる。

第6節 防災訓練の実施

宮崎空港周辺域での航空災害を想定しての防災訓練を他人事のように見ていることは許されないのが、近年の状況である。ヘリコプター、小型機の墜落事故や接触事故などはしばしばあるがゆえに航空災害に対処する防災訓練についても、検討する必要がある。

〔宮崎空港事務所、関係機関〕

宮崎空港事務所及び防災関係機関は、宮崎空港及び隣接区域での航空災害を想定した実践的な防災訓練を定期的実施する。訓練の種類は次のとおりとする。

大規模訓練 数年に1度（2年に1回）

小規模訓練 年1回

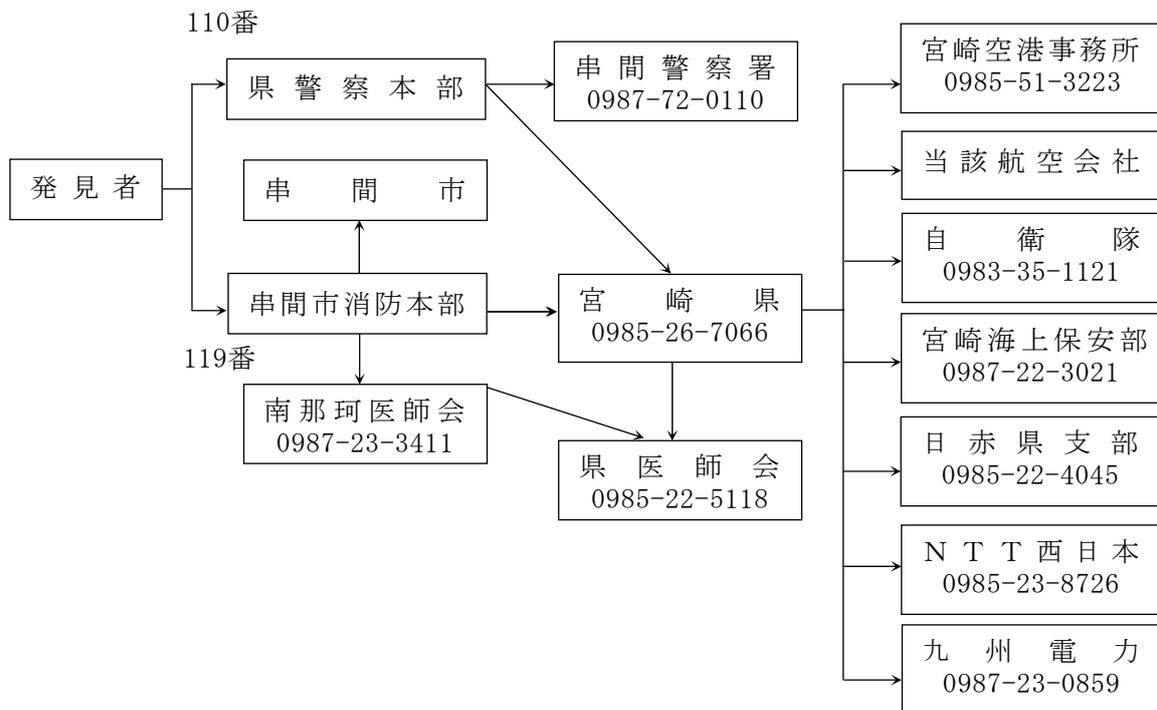
図上訓練 年1回

第 1 節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

航空機の墜落事故は、山間地が墜落現場となることが多い。そして最も重要で、最も困難なことが、現場の特定である。一刻も早くその地点を割り出し、基本的な情報を得るため、要員を差し向けることが第一となる。場所によっては、県を経由してヘリコプターを手配し、利用することが得策と考えられる。

1 航空災害情報の収集・連絡

- (1) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統及び電話番号は、次のとおりとする。



- (2) 航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間・へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集する。

2 通信手段の確保

県をはじめ各防災関係機関との連携を密にし、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

第2節 活動体制の確立

本市の区域内で航空機が墜落するなど、大規模な航空災害が発生したときには、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施していかなければならない。そのためには、災害対策本部を早期に設置し、国、県との有機的な連携体制をとる必要がある。

市は、「市災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。なお、災害対策本部の組織及び活動については、風水害等対策編第2章第2節「活動体制の確立」に準ずる。

〔県〕

災害の規模が拡大し、広範囲又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

また、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置する。

第3節 広域応援活動

風水害等対策編第2章第5節に準ずる。

第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

航空機の墜落現場には、時には多数の乗客・乗員が搜索・救助を待っている。現場に消防団員や警察官等が到着した時から救助・救急活動が始まることから、ヘリコプター等による空中からの搜索・消火活動とは別に、地上班による有効な対応と情報伝達の意義は大きい。

1 搜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合は、消防職員、消防団員等を動員し、搜索活動に当たる。

2 消火救難活動

- (1) 航空災害に係る火災が発生した場合、市長の委任を受けた吏員及び消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- (2) 災害の規模等が大きく、本市の消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求める。この場合、化学消防車、化学消火薬剤を主力とする応援体制を要望する。

3 救急・救助活動

市は、消防機関の行う迅速な救急・救助活動に協力する。必要な場合は近隣市町村及び消防機関へ応援を要請する。

第5節 医療救護活動

多数の死傷者を伴う航空災害が発生した場合の救急医療対策は、次による。

1 災害発生時の迅速な通報連絡

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者又は災害の発見者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- (3) 通報を受けた市長は、その旨を県南那珂農林振興局長等（地方支部長）及び南那珂医師会へ通報連絡する。
- (4) 通報連絡を受けた県南那珂農林振興局長等（地方支部長）は、その旨を県日南保健所長及び知事（危機管理局）へ報告するものとし、知事（危機管理局）は、自衛隊、日赤県支部、宮崎県医師会等へ連絡する。
- (5) 通報連絡を受けた県医師会及び南那珂医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。
- (6) 通報の内容は次のとおりとする。
 - ア 事故等発生（発見）の日時
 - イ 事故等発生（発見）の場所
 - ウ 事故等発生（発見）の状況
 - エ その他参考事項

2 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日赤地区長、分区長及び南那珂医師会長へ医療班の出動を要請するとともに、自らの医療班を派遣

する。

要請を受けた日赤地区長、分区長及び南那珂医師会長は、直ちに医療班を派遣する。

3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場において死に至った場合の遺体の検案、洗浄、縫合等の措置を含む。

4 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日赤県支部、医師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておく。

5 対策本部の設置

市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、市、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。対策本部の総括責任者は、市長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

6 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、市長が本計画に基づいて行う。

7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市長及び企業体等の責任者は、臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図る。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日赤宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び南那珂医師会長において十分配慮する。

8 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企业体が負担する。

イ 災害発生 の 責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には、第一次的責任を有する市が負担する。

ウ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については、実際に要した額とする。

9 補償

出勤した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生 の 責任者が負担する。

第6節 交通規制及び警戒区域の設定等

航空災害には常に燃料の引火、炎上の危険がつきまとう。時には、積荷の化学薬品、劇物等が漏出するおそれも伴う。住民や旅行者、さらには乗客・乗員の救出や消火活動の従事者を二次災害に巻きこむことを避ける上で、必要に応じて、現場周辺での交通規制を実施するほか、警戒区域あるいは立入禁止区域の設定、さらには住民等の退去も行う場合がある。

1 交通規制

迅速な救助活動のために市は県及び警察と連携し、周辺道路の交通規制の実施に協力する。

また、住民への交通規制の周知を図る。

2 警戒区域の設定等

空港事務所及び警察と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

〔県警察本部〕

航空災害が発生した場合、県警察本部は災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

航空機墜落等によって被災した乗客・乗員の家族らは、市の災害対策本部や現地対策本部へ、さらには災害現場に直接駆けつける。そうした場で起こりうることは、情報の錯そう及び混乱の中で家族らに伝えられる情報の少ないこと、飲食物やトイレの不備、暑さ・寒さに対する待機場所の不備等に対する不満といらだち等が考えられる。家族や友人の安否を気遣う人たちの心情に配慮し、全員が疲労している中での誠実で適切な対応が求められる。

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動

被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等に万全を期する。

(2) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関との連携を図りながら、役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び県等と連携を密にし、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

2 広報活動

市、航空会社及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。主な広報事項は、次のとおりとする。

(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

(2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

(3) 乗客及び乗務員の住所、氏名

(4) 地域住民等への協力依頼

(5) その他必要な事項